

## 国立公園利用促進事業及び国立公園核心地利用施設上質化事業実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用促進事業及び国立公園核心地利用施設上質化事業）（以下「補助金」という。）交付要綱第3条第1項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園の利用の促進や、国立公園内の利用施設の滞在環境の上質化を図ることで、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### 第2 事業の実施方法等

#### (1) 事業内容

補助金の交付決定を受けた都道府県は、補助金を活用して、国立公園の利用の促進を図るための利用拠点施設におけるデジタル展示の整備や、国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備について、自ら実施し、又は当該事業を行う市町村に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するものとする。

#### (2) 対象事業の要件

(1) の事業は、次の①若しくは②の要件に適合したものを対象とする。

##### ① 国立公園の利用促進に関する以下の事業

利用拠点施設における国立公園に関する自然解説を目的とするデジタル展示であって、コンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの（ツアー案内や予約機能、施設運営等において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画があるものに限る）。

##### ② 国立公園核心地利用施設の滞在環境の上質化に関する以下の事業

国立公園の優れた自然景観（特別保護地区<sup>※1</sup>、第1種特別地域<sup>※2</sup>、海域公園地区<sup>※3</sup>）を眺望できる、普通地域<sup>※4</sup>を除く国立公園内の展望地に位置する利用施設のインバウンド受入れ環境整備（多言語サインに加え、必要に応じ Wi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした外装、内装、設備等の改修に関するもの。

#### (3) 補助対象外経費

(1) の事業においては、次の経費は対象としない。

- ①事業実施者の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ②学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費

- ③事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ④事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ⑤その他、事業の実施に関連性のない経費

#### (4) 維持管理

整備した設備等は、事業実施者の責任の下で適切な維持管理が行われるものであること。

#### (5) 事業実施後の報告

事業の終了後、自然環境局長から設備の整備による効果等について報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

### 第3 事務費の中間検査

自然環境局長は、上半期（交付決定日から当該年度の9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

### 第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、自然環境局自然環境整備課長が定めるものとする。

### 附 則

この実施要領は、令和6年4月11日から施行する。

#### ※1 特別保護地区

自然公園法第二十一条により指定された、公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域

#### ※2 第1種特別地域

自然公園法第二十条により指定された、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

#### ※3 海域公園地区

自然公園法第二十二条により指定された、優れた海域景観を有し、その景観の維持及び適正な利用を図る事が必要な海域

#### ※4 普通地域

自然公園法第三十三条により規定された、国立公園区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域であって、一定の行為をする場合には環境大臣等に対する届出をしなければならない地域